

## 再評価および対応方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

|    |   |     |                     |      |     |
|----|---|-----|---------------------|------|-----|
| 番号 | ② | 事業名 | 補助道路整備事業            | 事業主体 | 滋賀県 |
|    |   | 施設名 | 一般県道加田田村線<br>(加田工区) | 施行箇所 | 長浜市 |

(意見)

- 事業を巡る社会経済情勢等について、大きな変化はないことを確認した。
  
- ルート変更により、既存の工業団地へのアクセス性の向上に加え、新たな工業団地（企業誘致）予定箇所へのアクセス性も向上し、物流等企業活動における高速ICアクセス性の向上、防災拠点へのアクセスルートの形成等の観点からも、事業の必要性に大きな変化はないことを確認した。
  
- 変更後のルートにおいて費用便益分析を行った結果、事業全体の費用便益比 11.0 であることを確認した。
  
- 上記の確認内容から、県の対応方針（案）のとおり事業を継続実施することが妥当であると判断する。